金沢国税局	調査査察部	一人	三人			
名古屋国税局	調査部	四人	十一人			
	査察部	—	—			
大阪国税局	調査第一部	十二人	一人			
	調査第二部	—	十七人			
	査察部	—	—			
広島国税局	調査査察部	一人	五人			
高松国税局	調査査察部	一人	三人			
福岡国税局	調査査察部	一人	五人			
熊本国税局	調査査察部	一人	三人			
合計		六十人	百十九人			

［略］

（調査管理課の所掌事務）

第五百条　関東信越国税局の調査管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国際調査課並びに特別国税調査官及び統括国税調査官の所掌に属する調査の方針の企画及び立案に関すること。

［号を削る。］

二　［略］

［2～5　略］

（調査総括課の所掌事務）

第五百一条　関東信越国税局の調査総括課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　特別国税調査官及び統括国税調査官の職務に関する調査の計画の企画及び立案に関すること（国際調査課の所掌に属するものを除く。）。

二　第五百十四条第一号及び第三号に掲げる事務のうち国税局長が特別の調査又は検査を行う必要があると認めた特定事項に関する調査又は検査に関すること（国際調査課の所掌に属するものを除く。）。

2　東京国税局の調査総括課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　特別国税調査官及び統括国税調査官の職務に関する調査の計画の企画及び立案に関すること（広域情報管理課、国際調査管理課及び情報企画分析官の所掌に属するものを除く。）。

二　第五百十四条第一号及び第三号に掲げる事務のうち国税局長が特別の調査又は検査を行う必要があると認めた特定事項に関する調査又は検査に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

三　前二号に掲げるもののほか、調査第二部、調査第三部又は調査第四部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

金沢国税局	調査査察部	一人	三人			
名古屋国税局	調査部	四人	十一人			
	査察部	—	—			
大阪国税局	調査第一部	十三人	一人			
	調査第二部	—	十七人			
	査察部	—	—			
広島国税局	調査査察部	一人	五人			
高松国税局	調査査察部	一人	三人			
福岡国税局	調査査察部	一人	五人			
熊本国税局	調査査察部	一人	三人			
合計		六十一人	百二十人			

［同上］

（調査管理課の所掌事務）

第五百条　関東信越国税局の調査管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国際調査課の所掌事務に関する調査の方針の企画及び立案に関すること。

二　特別国税調査官及び統括国税調査官の職務に関する調査の方針及び計画の企画及び立案に関すること。

三　［同上］

［2～5　同上］

（調査総括課の所掌事務）

第五百一条　東京国税局の調査総括課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　特別国税調査官及び統括国税調査官の職務に関する調査の計画の企画及び立案に関すること（広域情報管理課、国際調査管理課及び情報企画分析官の所掌に属するものを除く。）。

二　第五百十四条第一号及び第三号に掲げる事務のうち国税局長が特別の調査又は検査を行う必要があると認めた特定事項に関する調査又は検査に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

2　名古屋国税局の調査総括課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　特別国税調査官及び統括国税調査官の職務に関する調査の計画の企画及び立案に関すること（広域情報管理課及び国際調査管理課の所掌に属するものを除く。）。

二　第五百十四条第一号及び第三号に掲げる事務のうち国税局長が特別の調査又は検査を行う必要があると認めた特定事項に関する調査又は検査に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。